

山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効活用の促進を図るため、農業者、農業者等が組織する団体、農業参入企業、農業協同組合等の農業団体、土地改良区及び農地中間管理機構（以下「事業実施主体」という。）が荒廃農地等を引き受けて作物生産の再開に向けて取り組む発生防止活動又は再生利用活動への支援及び農地利用調整等の事業（以下「補助事業」という。）を実施する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付については、次に掲げるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2202号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）
- (2) 荒廃農地等利活用促進交付金実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2203号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）
- (3) 荒廃農地等利活用促進交付金交付要綱（平成29年3月31日付け28農振第2212号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）
- (4) 山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）

(補助金の交付の対象事業、事業実施主体、交付要件及び交付率)

第2条 前条第1項に規定する補助事業の事業メニュー、事業実施主体及び交付要件は、実施要綱第2に定める別表のとおりとし、事業別の補助対象経費及び補助率は別表1又は2のとおりとする。

(実施期間)

第3条 本補助金の実施期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

(交付申請)

第4条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは規則第4条の規定により、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村長は前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 配分された額又は事業内容を変更しようとするとき及び事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 事業が予定期間内に完了する見込みのない場合は、速やかにその理由等を知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業に係る帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにするとともに、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書(交付要綱別記様式第9号)を作成するものとする。
- (4) 交付申請後、交付決定通知を受領する以前に申請を取り下げようとするときは、当該理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。なお、交付決定通知受理後における取り下げは、当該通知を受領した日から10日以内に申請の取り下げをしなければならない。
- (5) 事業実施主体に対し、適正な補助事業の実施を指導すること。

2 前項第1号の承認は、変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により行うものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第7条 市町村長は、地方公共団体以外の事業実施主体に補助金を交付するときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業を適正に遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業実施主体の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書(交付要綱別記様式第10号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、次に掲げる事項に該当する場合には、第5条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消しすることができる。

- (1) 市町村長が、法令、実施要綱、実施要領、交付要綱及び本補助金交付要綱に基づく処

分若しくは指示に違反した場合。

- (2) 市町村長が、補助金を補助目的以外の用途に使用した場合。
 - (3) 市町村長が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 知事は、前項の規定により取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取り消しをした場合において、前項の返還を通知するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて通知するものとする。
- 4 前項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第1項の規定を準用する。

(軽微な変更)

第9条 第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、事業実施主体ごとに次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助対象経費ごとに要する経費の20%以内で減額をしようとするとき。
- (2) 交付決定額の増額を伴わず、かつ、補助事業の目的達成に支障をきたさない事業実施計画の変更。

(状況報告)

第10条 市町村長は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第4・四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月20日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定に関わらず必要に応じて市町村長から事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 市町村長は、規則第12条の規定により交付事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告するものとする。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するものとする。

（補助金の額の確定）

- 第12条** 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該事業の実施結果が補助事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知（様式第8号）するものとする。
- 2 市町村長は、既に受領している補助金が前項の規定により確定した補助金の額を超えている場合は、知事に返還するものとする。

（補助金の交付方法）

- 第13条** 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いをすることができるものとする。
- 2 前項ただし書きの規定により補助金の概算払いを受けようとする市町村長は、概算払請求書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

（財産の管理と処分の制限）

- 第14条** 市町村長は、事業実施主体が補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち交付要綱第17第1項に該当する財産については、交付要綱第18第3項に規定する財産管理台帳（交付要綱別記様式第8号）の整備とともに、補助金の交付目的に従って適切な使用と管理を行うことを事業実施主体に義務付けるものとする。
- 2 市町村長は、前項の財産について補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の返還等）

- 第15条** 第11条第3項、第12条第2項、実施要領別紙1の第16の（11）及び次項の定めにより、市町村長が返還すべき補助金の返還期限は、調定の日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置が必要な場合は、当該予算が議会の議決を得た後20日以内とする。

- 2 知事は、前条第3項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- 3 第1項の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(証拠書類の保存)

第16条 市町村長は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が終了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助事業区分	補助対象経費	補助率
1 発生防止	1) 発生防止に要する経費	定額 2 万円/10a 定額 2. 4 万円/10a (※1)
	重機を用いて発生防止を実施する場合	定率 1 / 2 以内 定率 5. 5 / 1 0 以内 (※2)
	2) 土壌改良に要する経費	定額 2. 5 万円/10a
	3) 営農定着に要する経費	定額 2. 5 万円/10a
	4) 経営展開に要する経費	定率 1 / 2 以内
	5) 施設等補完整備に要する経費 ① 基盤整備 農業用排水施設、農道、暗きよ、客土、区画整理、農用地保全 ② 農業用機械・施設 ハウス、果樹棚等 ③ 農業体験施設	定率 1 / 2 以内 定率 5. 5 / 1 0 以内 (※2)
2 再生利用	1) 再生作業に要する経費	定額 5 万円/10a 定額 6 万円/10a (※1)
	重機を用いて再生作業を実施する場合	定率 1 / 2 以内 定率 5. 5 / 1 0 以内 (※2)
	2) 土壌改良、営農定着、経営展開、施設等補完整備に要する経費	上記「発生防止活動」の 2) から 5) と同じ
3 附帯事業	市町村が実施する農地利用調整等に要する経費	定額 8 万円 / 1 市町村 若しくは実支出額の 1 / 2 のいずれか少ない額

注：1 定額（附帯事業を除く）は、補助率に掲げる額の 2 倍以上の事業費を要する場合に支援の対象となるものであり、事業費が補助率に掲げる額の 2 倍未満の場合は対象外とする。

なお、次に掲げる集約化の条件を満たす場合の定額は補助率の上乗せであるため、発生防止は事業費：4 万円/10a 以上、再生作業は事業費 1 0 万円/10a 以上で支援の対象となる。

2 表中の (※1) は、発生防止又は再生利用する農地を含めた事業実施主体の経営等農用地の面積が 1 ha 以上のまとまりのある状態に集約化される場合に適用する。

3 表中の (※2) は、発生防止又は再生利用する農地が、法に定める過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域に所在する場合に適用する。

4 施設等補完整備の農業用機械・施設は、リース方式による導入に限定する。

別表 2（第 2 条関係）

事業実施主体が実施要領別紙 1 の第 2 の 4 に規定する者（被災農業者等）である場合

補助事業区分	補助対象経費	補助率
1 発生防止	1) 発生防止に要する経費	定額 4 万円／10a
	2) 土壌改良に要する経費	定額 5 万円／10a
	3) 経営展開に要する経費	定額
2 再生利用	1) 再生作業に要する経費	定額 5 万円／10a
	抜根等が必要な場合に限り	定額 1 0 万円／10a
	抜根等及び除礫、深耕、整地等が必要な場合に限り	定額 1 5 万円／10a
	2) 土壌改良に要する経費	定額 5 万円／10a
	3) 経営展開に要する経費	定額

第 平成 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

市町村長



平成 年度 山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり実施したいので、山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、金 円の交付を申請します。

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

別添「平成 年度 事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）」に記載のとおり。

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
① 発生防止					
② 再生利用					
③ 附帯事業					
合 計					

4 事業の完了予定年月日

平成 年 月 日

5 収支予算

1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
① 県補助金					
② 市町村費					
③ その他					
合 計					

2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
① 発生防止					
② 再生利用					
③ 附帯事業					
合 計					

○予算議決（又は予算議決予定） 平成 年 月 日

農 振 第 号
平成 年 月 日

（申請者）

市町村長 殿

山梨県知事



平成 年度 山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。（以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条及び山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知する。

1 補助金の交付対象事業

平成 年 月 日付け 第 号の交付申請書に添付された「平成 年度事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）」に記載のとおりとする。

2 事業に要する経費及び補助金の交付決定額

- ・事業に要する経費 金 円
- ・補助金交付決定額 金 円

3 事業に要する経費の配分

前記1の交付申請書に記載のとおりとする。

4 事業の実施期間

本交付決定書の通知の日から平成 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 配分された額又は事業内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき及び事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 事業が予定期間内に完了する見込みのない場合は、速やかにその理由等を知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業に係る帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにするとともに、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書（交付要綱別記様式第9号）を作成するものとする。
- (4) 交付申請後、交付決定通知を受領する以前に申請を取り下げようとするときは、当該

理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。なお、交付決定通知受理後における取り下げは規則第8条に規定するとおりとする。

- (5) 事業実施主体に対し、適正な補助事業の実施を指導すること。
- (6) 地方公共団体以外の事業実施主体に補助金を交付するときは、次の条件を付するものとする。

ア 補助事業を適正に遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業実施主体の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

イ 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書（交付要綱別記様式第10号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

様式第3号（第6条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

市町村長



平成 年度 山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定通知のあった事業については、山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、申請します。

1 変更等後の補助額 金 円〔増(減)額 円〕

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

4 変更等による経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
① 発生防止	()	()	()	()	
② 再生利用	()	()	()	()	
③ 附帯事業	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	

注1 1の補助金額に増減がなく、かつ、配分等に変更がない場合は、記入を省略できる。

注2 内容を比較するため金額は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

注3 変更後の「平成 年度事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）」を添付すること。

※ 変更・中止・廃止は、承認申請の内容により選択し、不要字句は削除すること。

様式第4号（第6条第2項関係）

農 振 第 号
平成 年 月 日

（申請者）

市町村長 殿

山梨県知事



平成 年度 山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金
変更（中止・廃止）承認書

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認申請のあった事業については、山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり承認する。

- 1 変更後の補助金交付決定額
金 円〔増(減)額 円〕
- 2 変更（中止・廃止）の内容
承認申請書に記載のとおりとする。
- 3 変更等による経費の配分及び負担区分
承認申請書に記載のとおりとする。
- 4 変更等に伴う補助金の返還（注：該当する場合のみ記載し、該当しない場合は削除）
既概算払額が、変更後の補助金交付額を上回るので、別途発する納入通知書により返還すること。
 - (1) 返還額 金 円
 - (2) 納期限 平成 年 月 日

第 平成 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

（申請者）

市町村長



平成 年度 山梨県荒廃農地等利活用促進事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定通知のあった事業について、山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

区 分	補助事業に 要する経費 A	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		平成 年 月 日 までに完了したもの		平成 年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費 C = A × B	出来高比率 B	事業費 A - C	事業完了 予定年月日	
①発生防止	円	円	%	円		
②再生利用						
③附帯事業						
合 計						

注1 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

第 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

（申請者）

市町村長



平成 年度 山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定通知のあった事業について、山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業の内容及び実績
別紙のとおり。

※ 別紙は実施要領別記様式第1号の別紙(2)～(4)とし、実施した事業メニューごとに作成し、同様式の下欄に指定する添付書類を添付すること。

- 2 経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
① 発生防止	()	()	()	()	
② 再生利用	()	()	()	()	
③ 附帯事業	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	

注：金額は二段書きとし、申請額（又は変更後）を括弧書きで上段に記載する。

- 3 事業の完了年月日
平成 年 月 日

4 財産の取得状況

あり：別紙「財産管理台帳（交付要綱別記様式第8号）」のとおり。

なし

※ 該当するほうに○印を付けること。

5 収支決算

1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
① 県補助金					
② 市町村費					
③ その他					
合 計					

2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
① 発生防止					
② 再生利用					
③ 附帯事業					
合 計					

注：「①発生防止」と「②再生利用」に工事雑費が含まれている場合は、交付要綱の「別紙4 工事雑費」を作成し、添付すること。

第 平成 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

（申請者）

市町村長



山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって実績報告をした事業について、山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 額の確定額 （平成 年 月 日付け農振第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料を添付すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

農 振 第 号
平成 年 月 日

（申請者）

市町村長 殿

山梨県知事



平成 年度 山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金の額の確定について

平成 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定をした補助事業については、山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

- ・事業に要する経費 金 円
- ・額の確定額 金 円

様式第9号（第13条第2項関係）

第 平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)

市町村長



平成 年度 山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定通知のあった事業について、山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

区 分	補助事業に 要する経費	補助金 A	既受領額 B	今回請求額		残 高 A-(B+C)	備考
				金額 C≦A×D-B	月 日迄 予定出来高 D		
①発生防止	円	円	円	円	%	円	
②再生利用							
③附帯事業							
合 計							

3 概算払い請求理由

第 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

（申請者）

市町村長



財 産 処 分 承 認 申 請 書

山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県荒廃農地等利活用促進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細

- 2 処分の内容

- 3 処分しようとする理由

- 4 処分に伴う交付金の返還の有無（有りの場合、返還金の算定額）

※ 上記のほか、財産の処分の承認に資する資料を添付すること。